

2025.11.21

相続時精算課税贈与の 概要と手続き

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

先日のセミナーで、中小企業の事業承継において「相続時精算課税贈与」が改正され、活用しやすくなったと説明がありました。どのように変わったのか、概要を教えてください。

A

キド先生からの回答

相続時精算課税の制度とは、原則として60歳以上の父母または祖父母などから、18歳以上の子または孫などに対し、財産を贈与する際に選択できる贈与税の制度です。令和5年度の税制改正で、事業承継にも使いやすい仕組みに変わりました。ポイントは次のとおりです。

1 110万円の「基礎控除」が新設

毎年110万円までの贈与には贈与税がかかりません。また、この基礎控除分は、将来の相続時に相続財産へ加算されません。

2 2,500万円の「特別控除」は従来通り

贈与総額が2,500万円までは、贈与時の税負担がありません。（ただし、この2,500万円分は将来の相続税計算の際には相続財産へ加算されます。）

3 特別控除を超えた部分は20%の贈与税

2,500万円を超える贈与額については、贈与時に20%の税率で贈与税を納めます。ただし、この税額も相続時に最終的に精算されます。

キド先生からのコメント

相続時精算課税を使うには、最初の贈与を受けた翌年の贈与税申告の際に、税務署へ届出が必要です。

■必要な手続き

- 「相続時精算課税選択届出書」を、贈与税の申告書に添付して税務署へ提出
- 届出書の様式はインターネットからダウンロード可能
- 届出書には「戸籍謄本」等の添付が必要

制度の選択は将来の相続税にも影響するため、事前に専門家へ相談することをおすすめします。

